



2022年5月20日

各位

会社名 株式会社ナフコ
代表者名 代表取締役社長 石田 卓巳
(コード：2790 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部担当 馬淵 祐二
(TEL. 093-521-5155)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第12条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u>	第1条～第12条(現行どおり) (削除)
第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="475 311 547 338">(新設)</p> <p data-bbox="240 696 568 723">第 14 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="475 741 547 768">(新設)</p>	<p data-bbox="821 311 1018 338"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 360 1343 483">第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 506 1343 674">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="810 696 1161 723">第 14 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="821 741 893 768"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="810 790 1343 1104">1. <u>現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1126 1343 1294">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 1317 1343 1440">3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	同上

以上